

(案)

静岡市立清水病院経営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、平成27年3月に策定された静岡市立清水病院経営計画に基づき、清水病院の経営計画における取組状況を点検し、及び評価するため、静岡市立清水病院経営懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、会長及び委員5人以内をもって組織する。

- 2 会長は、病院局清水病院病院長をもって充てる。
- 3 委員は、病院局清水病院事務局長の職にある者をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民
- 4 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

- 2 会長は、懇話会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、病院局清水病院事務局病院総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。